

令和8年 第2回農業委員会議事録

令和8年2月25日午前10時00分に第2回農業委員会を市役所大会議室に招集した。

1. 招集した委員は次のとおりである。

1 番 齊 藤 智 実	2 番 近 藤 剛	3 番 沼 澤 克 己
4 番 五十嵐 純 一	5 番 西 塚 喜 行	6 番 西 塚 孝 也
7 番 高 橋 央	8 番 星 川 敬 夫	9 番 大 崎 清 孝
10 番 後 藤 一 彦	11 番 本 間 俊 悦	12 番 伊 勢 村 孝 之
13 番 石 川 富 士 太 郎	14 番 笹 原 光 政	15 番 小 松 栄 作
16 番 齋 藤 吉 勝	17 番 山 口 栄 子	18 番 鈴 木 藤 光
19 番 星 川 礼 子		

遅刻、欠席した委員は次のとおりである。

《通告遅刻》

番 () 番 () 番 () 番 ()

《無断遅刻》

番 () 番 () 番 () 番 ()

《通告欠席》

5 番 (西塚 喜行) 7 番 (高橋 央) 10 番 (後藤 一彦) 12 番 (伊勢村孝之)
16 番 (齋藤 吉勝)

《無断欠席》

番 () 番 () 番 () 番 ()

本会議の書記は、次のとおりである。

事務局長補佐	田中 誠	事務局主査兼係長	富樫 久芳
事務局主事	菅野 幹太		

4. 本会議の会議件数は次のとおりである。

- 報第 2号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
- 報第 3号 賃借料情報の提供について
- 議第 3号 農地法第3条第1項の規定による許可の取消願について
- 議第 4号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議第 5号 尾花沢市農用地利用集積等促進計画について
- 議第 6号 尾花沢市地域計画に関する意見について

令和 8 年 第 2 回 農業委員会 議事録

尾花沢市農業委員会令和 8 年第 2 回通常総会を 2 月 2 5 日（水）市役所大会議室において午前 1 0 時 0 0 分より開会した。

（事務局 田中局長補佐）

一同ご起立をお願いいたします。一同、礼。星川敬夫会長職務代理者に合わせて「農業委員会憲章」の朗読をお願いいたします。

（朗 読）

（事務局 田中局長補佐）

ご着席ください。5 番西塚喜行委員、7 番高橋央委員、1 0 番後藤一彦委員、1 2 番伊勢村孝之委員、1 6 番齋藤吉勝委員より欠席する旨連絡がございました。開会に先立ち申し上げます。只今の出席委員は 1 4 名であります。よって農業委員会等に関する法律第 2 1 条第 3 項に規定する定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

次に、会長よりご挨拶をお願いいたします。

（鈴木会長）

皆さんおはようございます。今日のご苦労さまです。今年正月早々大雪となり、皆さん大変苦労したと思います。ここにきて好天続きで雪が少なくなっておりますけれども、いつもより少ない雪の量ではないかと思っております。これからもまだ雪は降ると思っておりますけれども、体には十分注意して過ごされるようお願いいたします。挨拶に代えさせていただきます。

（事務局 田中局長補佐）

ありがとうございました。次に議長であります。農業委員会会議規則第 5 条の規定により会長が議長になると定められておりますので、会長よろしくをお願いいたします。

(議 長)

これより令和8年第2回尾花沢市農業委員会通常総会を開会いたします。出席委員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、皆様のお手元に配布しております、総会日程次第によって進めます。

まず、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、3番沼澤克己委員、4番五十嵐純一委員、以上の2名を指名いたします。

次に農業委員会事務処理報告であります。この際、事務局長補佐をして報告いただきます。局長補佐。

(事務局 田中局長補佐)

命により、農業委員会事務処理報告をさせていただきます。次第書裏面をご覧ください。

(以下、各概要について別紙農業委員会事務処理報告書に基づき報告する。)

(議 長)

只今の事務処理報告について、ご質問ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

ご質問もないものと認め、事務処理報告については、以上といたします。

次に議事に入ります。はじめに、報第2号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

それでは、報第2号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」ご報告いたします。議案書1頁をご覧ください。案件は10件であり、貸し人、借り人、両者による合意解約です。

解約後の利用についてですが、別人へ貸借するものが5件、別人への売買が2件、貸借契約を解約し同人へ売買するものが3件です。

以上で報告を終わります。

(議長)

只今、事務局より報告がありましたが、この際、皆様に申し上げます。尾花沢市農業委員会会議規則第10条により、発言する場合は議長の許可を受け、その場合、議席番号及び委員名を申し上げるようお願いいたします。ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより報第2号を採決いたします。本案を報告のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり、承認することに決しました。

次に報第3号「賃借料情報の提供について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。

(事務局 挙手)

(議長)

局長補佐。

(事務局 田中局長補佐)

それでは報第3号「賃借料情報の提供について」ご報告いたします。議案書5頁をご覧ください。農地法第52条の規定により、農地の賃借料情報の提供をするため報告するものです。

内容としまして、一つ目、田、水稲の部であります。基盤整備地内をご覧ください。平均額を申し上げますが、尾花沢地区15,600円。福原地区24,700円。宮沢地区20,000円。玉野地区13,900円。常盤地区12,800円。未整備地区につきましては市全体で13,900円です。

それでは二つ目、畑の部をご覧ください。尾花沢市全体としまして平均額10,000円です。最高額、最低額については議案書記載のとおりです。

算出にあたって、表の下部に※印でありますけれども、それぞれ算出方法を記載しております。賃借料データの平均値の70%を超えるものは特殊な取引と推測しまして除外しております。また、表示している賃借料は100円未満切捨てです。平均額はデータ数による加重平均の値です。なお、令和3年から7年までの賃借料の推移を参考資料として配布させていただきました。傾向として、前年よりも上昇しておりますが、賃借料の算出にあたり、物納契約は概算金をベースとしているため、7年産米概算金の上昇によるものと考えております。

以上の情報につきましては、令和7年1月から12月までに締結されました農地の賃借情報により算出されたものであります。この賃借料情報は、市報の4月号に掲載を予定しております。あくまでも農地の賃借料については、貸し手・受け手のお互いの話し合いにより決定するものであります。以上報告いたします。

(議長)

只今、事務局より報告がありました。ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより報第3号を採決いたします。本案を報告のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数と認めます。よって、本案は、原案のとおり、承認することに決しました。

次に議第3号「農地法第3条第1項の規定による許可の取消願について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

「農地法第3条第1項の規定による許可の取消願について」は議案書6頁になります。案件は1件です。

昨年、第12回通常総会において審議された案件ではありますが、許可後移転登記の申請前に渡し人側より取消の申出があり、受け人側も同意の上で両者より取消願の提出がございました。

以上、慎重なる審議をよろしくお願いいたします。

(議 長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いもないようでありますので、終結いたします。

これより議第3号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に議第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。ここで、審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により、1番 齊藤智実委員、3番 沼澤克己委員、19番 星川礼子委員の退席を求めます。

(1番 齊藤委員 退席)

(3番 沼澤委員 退席)

(19番 星川委員 退席)

(議 長)

それでは、事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

議第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」、今月申請のありました案件に

ついてご説明いたします。所有権の移転が9件、賃貸借権の設定が13件、使用貸借権の設定が1件です。

7頁から9頁が所有権移転分です。所有権移転の申請事由ですが、所有者の農業廃止によるものが5件、相手方の要望によるものが2件、高齢化による経営縮小が1件、耕作不便によるものが1件です。

10頁からが賃貸借権の設定です。申請事由ですが、所有者の農業廃止によるものが3件、労力不足によるものが6件、高齢化による経営縮小が1件、相手方の要望によるものが3件です。

13頁No.23が使用貸借権の設定です。申請事由は、法人側からの要望とのことです。

No.1からNo.23は農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。

以上、説明を終わります、慎重なる審議を宜しくお願いします。

(議長)

只今、事務局より説明がありました、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第4号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。1番 齊藤智実委員、3番 沼澤克己委員、19番 星川礼子委員復席願います。

(1 番 齊藤委員 復席)

(3 番 沼澤委員 復席)

(1 9 番 星川委員 復席)

次に、議第 5 号「尾花沢市農用地利用集積等促進計画について」を上程いたします。ここで、審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第 3 1 条、議事参与の制限により、1 3 番 石川富士太郎委員の退席を求めます。

(1 3 番 石川委員 退席)

(議 長)

それでは、事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

富樫主査。

(事務局 富樫主査)

それでは、議第 5 号「尾花沢市農用地利用集積等促進計画について」説明いたします。議案書 1 4 頁の農用地利用集積計画の総括表をご覧ください。上段の表からになります。

今回申請のありました促進計画は、賃貸借設定が 1 0 件、貸借権移転が 8 件、使用貸借権移転が 1 件です。

申請地は農振農用地区域内が 1 0 7 , 2 1 0 m²で、このうち尾花沢地区の地域計画に含まれている農地が 5 , 8 9 2 m²、宮沢地区の地域計画に含まれている農地が 1 9 , 1 0 2 m²、玉野地区の地域計画に含まれている農地が 3 1 , 5 6 8 m²、常盤地区の地域計画に含まれている農地が 5 0 , 6 4 8 m²です。

対象人数は賃貸借が出し手 1 0 名、受け手 6 名、貸借権移転が出し手 8 名受け手 1 名、使用貸借権移転が出し手 1 名、受け手 1 名になります。

借賃の値幅は下段中央のとおりになります。

15頁からは市より計画要請のあった順に記載した個別状況です。

これらの内容は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条5項の1号から6号までの各号の要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。慎重審議よろしくお願いいたします。

(議長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第5号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。13番 石川富士太郎委員復席願います。

(13番 石川委員 復席)

(議長)

次に、議第6号「尾花沢市地域計画に係る意見について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議長)

局長補佐。

(事務局 田中局長補佐)

それでは議第6号「尾花沢市地域計画に係る意見について」ご説明申し上げます。議案書25頁からです。

26頁をご覧ください。農業経営基盤強化促進法第19条第1項に基づく地域計画について、同条第6項の規程に基づき、令和8年2月16日付文書にて、市長より農業委員会会長あてに意見聴取の依頼がありました。

経過ですが、市では昨年3月の地域計画策定以降、前にも説明したとおり、農地利用の最適化や農地の集積・集約化のため毎年見直しを行って、目標地図の空白域をなくす、所謂ブラッシュアップを進めることとされており、今年度におきましては、本日出席の農業委員にもご尽力いただき、話し合いを進めてきたところです。集落での話し合いの詳細は先月の全員協議会でも報告しましたが、27日に5地区ごとの話し合いの取りまとめと称して説明会を行い、今月3日に第3回の推進連絡会議が開催されました。今般、市として地域計画の見直しを行い、取りまとめたということで、依頼があったものです。

内容は23頁から尾花沢地区、26頁から福原地区、29頁から宮沢地区、32頁から玉野地区、35頁から常盤地区の順で掲載しております。担う者と目標地図は別添のとおりでございます。

説明は以上ですが、農業委員会として異存がない旨市長へ回答するためお諮りしたところでございます。よろしく願いいたします。

(議長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第6号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

以上で、今総会に付議されました議案の審議については、全部終了いたしました。慎重なる審議、誠にありがとうございました。

これをもって、令和8年第2回尾花沢市農業委員会通常総会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

午前10時27分 以上で本日の総会が終了したことを告げ閉会を宣した。

議長は、本会議の顛末を記述して議事録を作成する。

令和8年2月25日

尾花沢市農業委員会

議長

上記は本会議の顛末を記述したことに相違ないことを認めここに署名する。

議事録署名委員

議事録署名委員
